

ちばやあかさか 広報

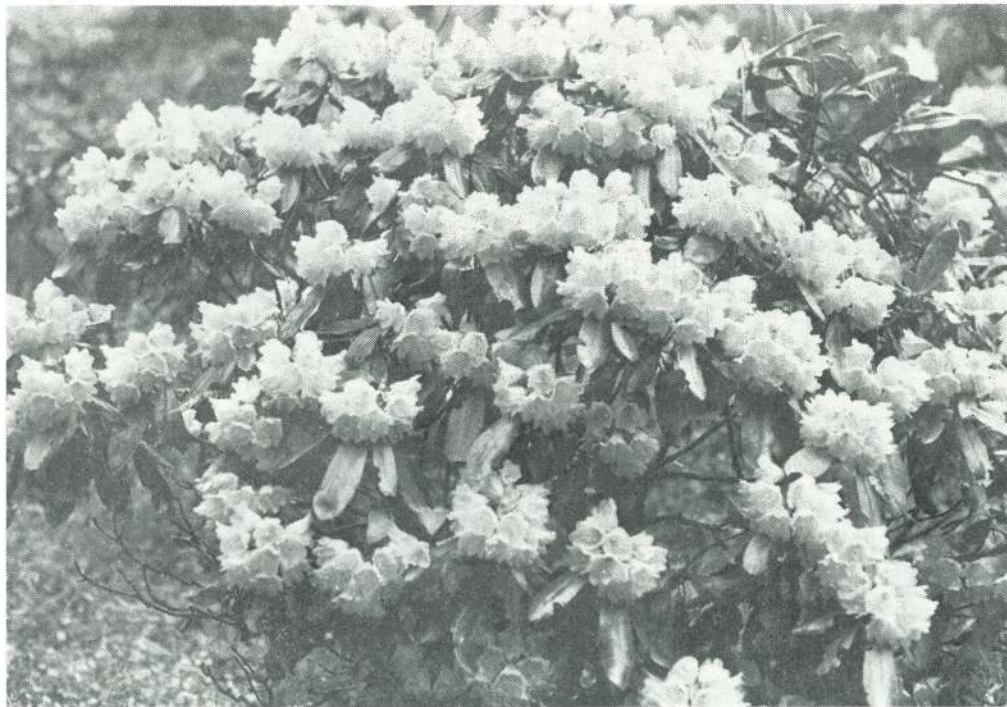
▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和53年4月末日現在)

世帯数	1,442戸
人口	6,050人
男	2,921人
女	3,129人

第70号 発行 千早赤阪村役場 電 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



金剛山植物シリーズ

①

シャクナゲ(石楠花)

ツツジ科の常緑樹で、一〜三メートルぐらいになる低木。

本州中部以西の岩山にはえている。長い円形をした葉の表は、こい緑色であるが、裏はうすいっかっ色で、こまかい毛がはえており、二年ぐらいで落葉する。

五月頃、紅色の花が枝の先にたくさん集まっつく。花びらは、七つにさけ中部地方から東にあるアズマシャクナゲは五つにさけている。

観賞用としても栽培される。

〔今月号の内容〕

◆ シャクナゲ(石楠花)	1頁	◆ 南河内地域における交通事故相談日程表	4頁
◆ 議会の動き	2頁	◆ 昭和53年度老人福祉作品募集	4頁
◆ サラリーマンの奥さんにも国民年金を	3頁	◆ 年中行事	5頁
◆ 定例赤ちゃん会開催	3頁	◆ 防犯だより	6頁
◆ 消火器の押し売りにご注意ください	3頁	◆ 議会事務局設置について	6頁
◆ 五月より粗大ゴミ収集日が毎月二回になりました	3頁	◆ 民生(児童)委員の新任について	6頁
◆ 村税メモ	4頁	◆ 卓球クラブ部員募集	6頁
◆ 南河内府民センター図書室六月より閉室	4頁	◆ 広報が皆さんのお手もとに届くまで	6頁
		◆ たけのこの缶詰加工	6頁

議会の動き

昭和五十三年第一回定例会は、
 三月十一日より二十二日まで
 の十二日間の会期を持ち、十八案
 件について慎重審議の結果、原案
 通り可決・承認・採択されました。
 議決案件は次の通りです。

▽第一号議案（即日原案承認）

専決処分（一般職の職員の給与
 に関する条例の改正）の承認を
 求めることについて

（一般行政職、教育職の給与の
 改正で、平均アップ率は、一般
 行政職で六・九四％、教育職六
 五・一％です。扶養手当、住居手
 当、通勤手当等の改正。適用は
 昭和五十二年四月一日よりさか
 のぼって実施。）

▽第二号議案（即日原案承認）

専決処分（昭和五十二年度千早
 赤阪村一般会計歳入歳出補正予
 算）の承認を求めることについ
 て

（現計予算に歳入歳出それぞれ
 一・四〇三万五千円を追加し、
 予算総額は八億九〇七九万四千
 円です。補正の主なものは給与改定
 及び異動による給与手当等の追
 加です。）

▽第三号議案（即日原案承認）

専決処分（昭和五十二年度千早
 赤阪村国民健康保険特別会計歳
 入歳出補正予算）の承認を求め

ることについて

（事業勘定予算に歳入歳出それ
 ぞれ八二万七千円を追加し、予
 算総額は一億五・三二七万二千
 円です。）

直営診療施設勘定予算に歳入歳
 出それぞれ一二七万二千円を追
 加し、予算総額は三・八八四万
 九千円です。補正の主なものは
 条例改正による給与手当等の追
 加です。）

▽第四号議案（即日原案承認）

専決処分（昭和五十二年度千早
 赤阪村普通道事業特別会計歳
 入歳出補正予算）の承認を求め
 ることについて

（現計予算に歳入歳出それぞれ
 一〇四万七千円を追加し、予算
 総額は七・五三六万三千円です。
 補正の主なものは条例改正によ
 る給与手当等の追加です。）

▽第五号議案（即日原案承認）

専決処分（昭和五十二年度千早
 赤阪村水道事業会計歳入歳出補
 正予算）の承認を求めることにつ
 いて

（収益的収入及び支出では、現
 計予算に歳入歳出それぞれ一〇
 六万四千円を追加し、予算総額
 は四・九六二万二千円です。資
 本的収入及び支出では現計予算
 に歳入では科目変更で補正額セ
 ロ、歳出では一二七万円の追加

補正、予算総額は、歳入で二・
 六六五万円、歳出で三・〇六三
 万四千円です。補正の主なもの
 は収益的収入では条例改正によ
 る給与手当等の追加です。）

資本的収入では小吹台及び森屋
 地区管布設跡舗装本復旧工事等
 の追加です。）

▽第六号議案（即日原案可決）

千早赤阪村税条例の改正につい
 て
 （軽自動車税の納期を五月一日
 から、五月三〇日に改正。）

▽第七号議案（即日原案可決）

千早赤阪村国民健康保険条例の
 改正について

（改正の内容の主なものは、外
 国人も国民健康保険条例の被保
 険者となること。助産費の引き
 上げ四万円↓六万円、葬祭費の
 引き上げ五万円↓一万円、保険
 料の賦課額の限度額十五万円↓
 十七万円、保険料率の所得割を
 一〇〇分の三〇↓一〇〇分の三
 十五、同右の資産割を、一〇〇
 分の二〇↓一〇〇分の一五に改
 正。）

▽第八号議案（即日原案可決）

千早赤阪村立診療所条例の全部
 改正について

（国民健康保険法に基づいて、
 ニヶ所の診療所を設置すること
 です。千早赤阪村国民健康保険
 診療所Ⅰ千早赤阪村大字水分一
 九五番地の一、国民健康保険奥
 千早診療所Ⅱ千早赤阪村大字千
 早一八四番地の一）

▽第九号議案（即日原案可決）

育児休業に係る給与等に関する
 条例の改正について
 （附則を追加し、育児休業の許
 可を受けた職員には、育児休業
 期間中育児休業給を支給するも
 のです。）

▽第十号議案（即日原案可決）

千早赤阪村廃棄物の処理及び清
 掃に関する条例の改正について
 （粗大ゴミ月一回↓月二回、無
 臭トイレ一世帯一回二〇五円↓
 二二〇円、犬ねこ死体処理千円
 ↓二千円）

▽第十一号議案（即日原案可決）

昭和五十二年度千早赤阪村一般
 会計歳入歳出補正予算について
 （現計予算に歳入歳出一・四四四
 万九千円を追加し、予算総額は
 九億五・三三九万九千円です。補正
 の主なものは、小吹台小学校舎
 賃借料小吹台小学校舎購入費の
 追加、広域農道事業の減額等で
 す。）

▽第十二号議案（即日原案可決）

昭和五十二年度千早赤阪村国民
 健康保険特別会計歳入歳出補正
 予算について
 （事業勘定予算に歳入歳出それ
 ぞれ五・四四万円を追加し、予算
 総額は一億五・三八二万二千円と
 なります。補正は宛名印刷機購
 入です。）

▽第十三号議案（即日原案可決）

昭和五十二年度千早赤阪村普通
 道事業特別会計歳入歳出補正
 予算について
 （現計予算に歳入歳出それぞれ
 一・二〇〇万円を追加し、予算総
 額は八・七三六万三千円となり

ます。）

▽第十五号議案（原案可決）

昭和五十三年度千早赤阪村一般
 会計歳入歳出予算について
 （歳入歳出予算の総額は、歳入
 歳出それぞれ七億五・二八一万
 九千円です。予算の内容については
 四月号の広報を参照。）

▽第十六号議案（原案可決）

昭和五十三年度千早赤阪村国民
 健康保険特別会計歳入歳出予算
 について
 （事業勘定の歳入歳出の総額は
 歳入歳出それぞれ一億七・九五
 〇万円直営診療施設勘定の歳
 入歳出予算の総額は、三・九二五
 万八千円です。）

▽第十七号議案（即日原案可決）

昭和五十三年度千早赤阪村普通
 道事業特別会計歳入歳出予算
 について
 （歳入歳出予算の総額は、歳入
 歳出それぞれ七・〇二〇万七千
 円です。）

▽第十八号議案（原案可決）

昭和五十三年度千早赤阪村水道
 事業会計歳入歳出予算について
 収益的収入及び支出では歳入歳
 出それぞれ六・三三三万三千円
 資本的収入及び支出では、収入
 の方三・六〇〇万円、支出の方
 五・〇五七万円です。）
 不足額一・四五七万円は五十二
 年度分損益勘定留保資金七・五七
 万六千円及び五十三年度分損益
 勘定留保資金六・九万九千円
 で補てんします。）

▽第一号決議案（即日原案採択）

同和对策事業特別措置法の期限
 の延長に関する要望決議につい
 て。

サラリーマンの

奥さんにも

国民年金を

国民年金は本来、農業や自営業などをされている人のための年金制度ですが、特にサラリーマンの奥さんも希望すれば国民年金に加入できますので、早く加入してご自分の年金をおもちになるようお勧めします。

保険料は、一カ月二、七三〇円で六〇才になるまで納めます。また将来、より高い年金をのぞまれる人には別に一カ月四〇〇円多く納める附加年金という制度もあります。

受けられる年金は、六十五才から通算老令年金が生涯支給されます。

また、ケガや病気で体が不自由になったときは障害年金、万一ご主人に先立たれたときは母子年金なども支給されます。

年金額

①定額年金額

(一、三〇〇円×保険料を納めた月数×一、〇九四)

②附加年金額

(二〇〇円×附加保険料を納めた月数)

加入の手続きは、役場保険課年金係(二〇〇八―へ申し出て下さい。

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記の日程とお実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で 毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行っておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

月 日	時 間	場 所
6月6日(火)	午後1時10分～2時	川野辺(川辺英一氏宅前)
	2時10分～3時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	3時10分～3時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
6月7日(水)	午後1時10分～1時40分	桐山(金泉寺下)
	1時50分～2時15分	赤阪運送上
	2時20分～2時45分	森屋防除組合前
6月8日(木)	2時50分～3時20分	役場庁舎前
	午後1時10分～1時40分	吉年(東阪郵便局下)
	1時45分～2時15分	下東阪集会所前
6月9日(金)	2時20分～2時40分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	2時50分～3時20分	千早農協出張所前
	午後1時20分～1時40分	小吹集会所前
6月9日(金)	1時50分～2時20分	中津原集会所前
	2時35分～3時15分	小吹台連絡所前

消火器の押し売りに

ご注意を！

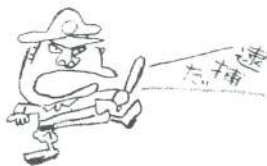
❖押し売りの現状と

押し売りの手口

普通二人が一組となって家庭を訪れ、消防設備士または、消防関係者であるとの身分証明書に類似した証明書を示し「消火器は法令の規定により家庭に必ず設置しなければならない」等の発言をして購入を強制します。

❖押し売りの防止

(1)消火器は法令の規定によって、家庭に必置のものではありませんが、村民が家庭の不測の事故に備え初期火災を防止する点では、効果的なものであります。



購入される場合は、まず国家検定合格品(消火器に国家検定合格の証のシールが貼付されている)であるか否かを確認することが肝要です。

しい身分証明書を提示しても、それは消火器押し売りをするための効果的な手段の一つの方法であって、消火器そのものの性能、または消火器販売員が消防機関関係者であることを証明するものではないので、このような詐欺的言動に惑わされないよう厳重に注意してください。

なお、押し売りを辞退しても、なお強要する場合はすみやかに最寄りの駐在所または、警察署まで連絡してください。

【5月より粗大ゴミ収集日が毎月2回になりました】5月より粗大ゴミ収集日が毎月第2・4木曜日になりましたので、収集日をお間違えないようご協力ください。なお粗大ゴミ収集日が祝日でも収集業務は行います。一般ゴミについては従来どおり毎週火(午前)・金曜日(午後)で変更はございません

昭和四十八年四月から長らく利用いただきました南河内府民センター図書室は、昭和五十三年五月三十一日をもって閉室されることになりました。

多数ご利用くださいました方々には厚くお礼申し上げます。

南河内地域における
大阪府交通事故相談日程表

5		月	
日	曜	実施場所	
15	月	南河内府民センター	
16	火	〃	
17	水	南河内府民センター 河内長野市役所	
18	木	藤井寺市役所	
19	金	南河内府民センター	
20	土	〃	
22	月	〃	
23	火	〃	
24	水	〃	
25	木	〃	
26	金	羽曳野市役所	
27	土	南河内府民センター	
29	月	〃	
30	火	〃	
31	水	〃	

6		月	
日	曜	実施場所	
1	木	藤井寺市役所	
2	金	南河内府民センター	
3	土	〃	
5	月	〃	
6	火	〃	
7	水	〃	
8	木	〃	
9	金	羽曳野市役所	
10	土	南河内府民センター	
12	月	〃	
13	火	〃	
14	水	〃	
15	木	藤井寺市役所	
16	金	南河内府民センター	
17	土	〃	

たばこは村内で買いましょう。
たばこ消費税として村の収入になります。

みんなの街です。美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう



吸わない人への思いやり
大切なエチケットです
千早 赤阪村

昭和53年度

老人福祉作品募集

主 催

大阪府社会福祉事業団

(大阪府老人福祉指導センター)

✕後援

大阪府社会福祉協議会

① 目的

高年者に對する要望あるいは、高年者自身の反省など府民からの生の声を聞き、高年者に対する認識と理解を深めるとともに高年者の自覺を促す。

② 締切日

昭和53年7月8日(土)消印まで

③ 募集作品

テーマ、応募資格など下記のとおり。

④作品受付場所

542 大阪市南区田島町2
大阪府社会福祉会館内

大阪府老人福祉指導センター
(☎〇六―七六二―五六八一)

⑤その他

応募作品には、住所、氏名（ふりがなをつけてください）年齢、性別、郵便番号、電話番号を必ず記し、未発表のものに限ります。入選者の発表は老人福祉月間中に行ないますが、応募作品は返却いたしません。

毎月五日は

少年を守る日

家庭も社会も健全な少年を
育てるため協力しましょう。

募集作品	テ	マ	応募要領	応募資格	入	賞
	◎老人を孤独にさせない 工夫 (年令不問)	◎私の健康法 (60才以上)	◎私が考えていること (60才以上)	コクヨB5・400字 詰原稿用紙使用、 最初2行に住所・氏 名など必要事項を 記入、3枚以内	大阪府 居住者	1位1本・2位2本 3位3本 佳作 5本
標 語	老人をはげますもの		同 上	同 上	同 上	同 上
俳 句	自 由		同 上	同 上	同 上	同 上
短 歌	自 由		同 上	同 上	同 上	同 上
川 柳	自 由		同 上	同 上	同 上	同 上

年中行事シリーズ ②〇

「毘沙門講」

〈信貴山と毘沙門天〉

桜の花もほころびはじめた四月九日、千早赤阪村楠公史跡保存会恒例の第四回楠公史跡めぐりが行なわれました。

当日は春のうらかな日和に恵まれ、楠公ゆかりの信貴山寺、春日大社を中心に三笠山、東大寺等古都奈良の一日を満喫いたしました。



信貴山寺（保存会の史跡めぐり）

信貴山寺は昔（五八七年）聖徳太子が物部守屋討伐の際、この地で毘沙門天に祈って勝利を収めたので、自らその尊像を彫刻して寺院を建立し、おまつりされたのがはじまりと伝えられています。

毘沙門天は持国天、増長天、広目天と共に帝釈天に仕える四天王の一つで、仏法を守護特に四方警

護（毘沙門天は北）に当り、常に如来の説法を聞くところから多聞ともいわれています。

インドより中国を経て我が国に伝来し、後世七福神の一つとなり福寿を授ける神として広く民間信仰の対象になりました。

〈毘沙門（多聞）天と正成〉

太平記巻第三「主上御夢事付楠事」中に、「河内国金剛山ノ西ニコソ楠多聞兵衛正成トテ弓矢取テ名ヲ得タル者ハ候ナレ。是ハ敏達天皇四代ノ孫井手左大臣橘諸兄公ノ後胤タリト云ヘドモ民間ニ下テ年久シ。其母若カリシ時、信貴ノ毘沙門ニ百日詣テ夢想ヲ感ジテ設ケタル子ニテ稚名ヲ多聞トハ申候ナリ」とありますように、母が霊



水分毘沙門講（2月21日）

夢を感じて正成が誕生したと伝えられています。

そこで幼名を多聞丸といい、長じてからも信仰すること篤く、そ

の持仏として今も千早の豊田（百合子）家所蔵の「矢受の毘沙門天」



水分毘沙門講秘仏の毘沙門天が本村に伝えられています。

〈水分毘沙門講〉

去る二月二十一日夜水分井上亀代一さん宅で毘沙門講が行われました。

講の記録によりすると、最初は十九戸で年三回行なわれましたが現在は九戸になり、講も年一回旧暦初寅の日に当屋宅でつとめられるようになりました。



当日は本尊の前に神酒・赤飯・餅・吸物・果物等をお供えして心経三巻をお唱えしておまつりし、その後、神酒をいただき御馳走もだされ和やかな懇親の宴がひらかれます。

講の経費は記録によりすると、講田の年貢玄米八斗の中講元へ勤め料として玄米一斗宛（年三回計三斗）を渡し、残り五斗は積立てましたが、現在は金納となり少額となったので、講元が全部負担す

ることになりました。

その講田は水分五一七番地（四畝八歩）の神宮寺跡です。享和元年（一八〇一年）刊行の「河内名所図会」に次の如く記されています。「神宮寺、当村にあり。毘沙門天は正成の祈念尊なり」

神宮寺は融通念仏宗でし



【豊田家所蔵毘沙門天】

【神宮寺跡の石仏】

- ①地蔵祭
- ②神事相撲（ヤーホ・ホテ相撲）
- ③にわか
- ④天得さん（大念仏宗御回在）
- ⑤春ごと「楠木さん」
- ⑥蓮華まつり
- ⑦盆踊り
- ⑧八里神
- ⑨庚申講
- ⑩戎さん（水分藤森戎）
- ⑪ハゲッジョ
- ⑫牛滝さん
- ⑬獅子舞復活（上中津神社秋祭）
- ⑭塞の神まつり
- ⑮亥の子
- ⑯ほたけさん（金峯神社火焚祭）
- ⑰井戸さらえ
- ⑱お日待さん
- ⑳毘沙門講

【水分の毘沙門天】

寺跡近くには石地蔵尊と板碑が残されており、永祿一二年（織田信長の時代）の銘が、かすかに読みとれます。

明治二八年制定の講規約によりすると講動め（年三回）の時に抽籤により二名を選び、旅費一〇匁が支給されて信貴山寺へ代参し昭和一八年（旅費四〇匁）頃途つづけられました。現在二、三年毎に全員参詣するようになりました。

時代と共に年中行事が次第に失なわれている現在、郷土の偉人楠木正成とゆかりのある毘沙門講が誕生地の地区で伝承されていることは、よろこばしいかぎりであり



昭和四十九年八月発行第二十九号よりはじめました「年中行事シリーズ」も次の通り二〇回を数えるようになりましたが、各地区で伝承されている年中行事をご教示いただければ今後もつづけてゆきたいと思っております。

〈今までの掲載行事〉

役場保険課までお知らせいただけますようお願いいたします。

防犯だより

▽サギ被害を防ぐには

サギ師は、言葉たくみに人を信用させ、お金や品物をだまし取るものです。

同じ手口で何度でも犯行をくり返しますから、被害にかかったと気がついたときは、すぐ警察に届け出ることが必要です。

(1) 見ず知らずの人のうまい話には用心する。

衣料品などを「高級品だが、事情があって安くする」という話には、特に気をつける。

(2) よい内職をあっせんする、それには資金がいる。と金を先にとるような話にはのらない。

(3) 「ご主人と同じ会社の者だ」「ご主人に頼まれた」などといってお金や品物を渡すように話をもちかけられても早合点しない。よくたしかめて主人や会社に電話でたしかめる。

▽誘いを防ぐには

子供の誘いかいには、金銭目的のもの、悪質ないたずらをするものがあります。

子供には、平素から次のことをくり返し教えておくほか、地域ぐるみの防止対策も必要です。

子供のしつけ

(1) 外にあそびに出るときは、行き先、仲間、どんなあそびをするのか話してから出るように習慣づける。

(2) 一人あそびはキケン、あそぶときは大勢の友だちとあそぶ。夕方近くまであそんだり、遠

くまで行かない。

(4) 通園、通学は集団で定められた通学路を通る。

(5) 塾やおけいこなどの行き帰りは、人通りの多い明るい道をえらび友達と一緒に往復する。

(6) 知らない人に道を尋ねられたときは、その場で教え、けつして行かない。

(7) 知らない人が「ほしいものを買ってやる」「いいところへ連れて行ってやる」といってもついて行かない。

(8) 知らない人から「自動車、自転車に乗せてやる」といわれても断わる。

(9) 知らない人に、無理に連れて行かれそうになったときは、大声を出して助けをもとめる。

地域ぐるみの防犯対策

(1) よその子供でも、お互いがよく気をつけ合う。

(2) 子供を残して外出するとき近所の人によく頼んでおく。

(3) 暗くなるまであそんでいる子供を見かけたら、早く帰るよう「ひと声」かける。

(4) 子供があそんでいる付近をうろついたり、不自然に子供を連れていいる不審者を見かけたときは「ひと声」かけてたしかめるか、すぐ一〇番する。

富田 林 警察 署
駐 在 所
千早赤阪村防犯委員会

たけのこの缶詰加工

去る四月二十八日千早赤阪村自然休養村管理センター料理講習室において、(生活改善グループと若妻会)によるたけのこの缶詰加工を行いました。

これは、昨年三月三十一日に山本村長と、農政団体との農政懇談会の席上、お話しした巻締機の購入希望が出され、村議会及び農業関係者の皆様方のお力添えもありまして村と千早、赤阪両農協のご協力により巻締機と加工に必要なガス釜を購入いたしました。

さっそく使用方法、機械の調整を行ない、南河内農業普及所の先生方のご指導により缶詰の加工が行なわれ、この機械の操作はごく簡単で、各自所定通りに缶にたけのこを入れて持参、そこへふつとうしたお湯をあふれる程にそそぎふたをして機械へおきます。ハンドルを左へやり右を固定しレバーを足でふみ、五秒位で巻締をして自動的にとまります。二、三回すれば簡単にできます。この機械はたけのこをはじめ各種の加工に使用できますので時節に応じて食

議会事務局

設置について

五月一日より議会事務局が設置され、左記のとおり人事異動がありました。

増田 貢 助役兼総務課長(助役)
正川 育三 議会事務局長
(総務課長)
小西正敏 議会事務局主事(総務課)
前田和美 議会事務局主事(総務課)



品加工ができますので多くの方に利用されることを願っています。ご利用される場合には役場産業建設課産業係へご連絡ください。

民生(児童)委員の

新任について

このほど新しく民生(児童)委員として四月一日付で厚生大臣より委嘱されました。

道 畑 政 雄 水分北地区

卓球クラブ部員募集

村内在住、在勤、中学生以上の方ならだれでも入部できます。初心者の方でも大歓迎です。週に一度スポーツしてみませんか。

くわしくは金剛卓球部長
中 島 勝 美 電話二一〇二二八
又は、役場教育委員会
電話二一四四七

広報が
みなさんの
お手もとに
届くまで

この広報が、皆さんのお手もとに届くまで、順を追ってご紹介いたします。

まず、前月の二十五日に原稿しめ切り、毎月十五日が発行日となり、各区長さん宅までお届けします。次に各区長さんから隣組の組長さん(一部の区域では自治会長さん)に届けていただき、皆さんのお手もとに届きます。

毎月十五日発行

各区長

隣組々長
(一部)自治会

一般世帯

広報についてのご意見、ご希望や、届かないなどの苦情等がありましたら村観光課まで。
電話二一四四七